

陳情第27号	平成25年11月27日受理
付託委員会	産業都市常任委員会
件名	台風26号による大和田地区、八千代台北地区、その他地区における浸水被災者に対する救済措置と今後の対策を求める件
陳情要旨	
<p>表題の台風に伴う大量の降雨のため10月16日の早朝に1号幹線水路（高津川）の水位が上昇し、大和田地区（左岸）の約130世帯及び八千代台北16・17丁目地区（右岸）の約100世帯、その他地区の約380棟が床下・床上の浸水により、家屋・家財あるいは自動車などに多大の損害が発生しました。浸水はとりわけ京成電鉄線路より北側300メートル程度までの範囲に集中しており、京成電鉄線路下の暗渠部分がネックになっての事故と思われます。</p> <p>近年は世界的な気温上昇による降雨量の増大が予測され、1号幹線水路についても河川の管理を担当する関係者は台風あるいは異常気象による集中豪雨への対策の必要性を認識していたはずですが、1号幹線水路が船橋・習志野・八千代・千葉の4市による事業体によって共同管理されており、事前に八千代市単独で災害発生を防止するための適切な対策・水路の改修を実施することができず、水路の設計容量を超える降雨に遭遇してもなすすべもないままに経過したものと判断します。</p> <p>なお、先般の大和田地区・八千代台北16・17丁目地区の被害者への説明会においては、市側から水路の増水警報を付近住民に伝達するために設置されているサイレンが整備不良のため作動しなかったために家財・自動車への被害を拡大させる原因となったと説明と謝罪がありましたが、肝心の水害発生の原因については全く言及せず、被害者の住民の反発・不満を募らせる結果となった事実を指摘しておきます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早急に被害者がこうむった損害について調査を行い、実害に応じた補償を実施されたい。 2. 今後、このようなことが起きないための具体的な水害対策を示されたい。 	